

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月十二日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

### 奈良県教育委員会規則第六号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

- 「1 民法（明治29年法律第89号）に規定する成年被後見人及び被
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立  
力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれ

保佐人

- 「1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない
- 3 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成  
力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこ

者

い者

に加入した者

立した政府を暴  
れに加入した者」

「2

対

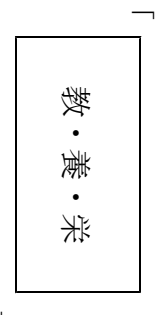
る

な

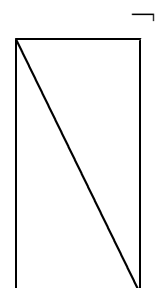
て

3

第十八号様式（表）中



を



に

「対象免許種」欄には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の  
応ずる講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭  
講習であれば「栄」に○印を記入してください（複数に○印を記入することも可）。  
お、選択必修領域について、対象免許種が特定されていない講習については、同欄に斜  
くください。

平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動  
における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場  
」及び「選択必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項  
更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入してください。

教諭) 免許状に  
免許状に対応す

線を引き抹消し 「2 「対象免許種」欄には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高  
や 対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習  
向及び学校の内 する講習であれば「栄」に○印を記入してください（複数に○印  
合には「必修領  
」について免許  
」

等学校又は特別支援学校の教諭) 免許状に  
であれば「養」、栄養教諭免許状に対応す に対応。  
を記入することも可。 」

娘二十号樂保(栄)中「上記1」や「上記2」に対応。



「対象免許種」欄には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校  
対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教  
育講習であれば「栄」に○印を記入してください（複数に○印を記入することも可）。  
なお、選択必修領域について、対象免許種が特定されていない講習については、同欄に  
てください。

平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の  
外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した  
域」及び「選択必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事  
状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入してください。

の教諭）免許状に  
諭免許状に対応す

斜線を引き抹消し 「2 「対象免許種」欄には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、  
や 対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講  
動向及び学校の内 る講習であれば「栄」に○印を記入してください（複数に○  
場合には「必修領  
項」について免許  
」

高等学校又は特別支援学校の教諭）免許状に  
習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応す てください。  
印を記入することも可）。

「	「
完了（履修）年月日	完了（履修）年月
年 月 日	年 月

第二十二号様式(表) 中

年 月 日	年 月
年 月 日	年 月
年 月 日	年 月

日	対象免許種
日	
日	
日	教・養・栄
日	教・養・栄
日	教・養・栄

- 「1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は  
 2 平成28年3月31日以前に「教職についての省  
 外における連携協力についての理解に関する事項」  
 域」及び「選択必修領域」の欄に、「教科指導、生  
 状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、

更新講習修了確認履修証明書を添付してください。  
 察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内  
 について免許状更新講習を履修した場合には「必修領 域」開設者が発行する免許状更  
 徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許  
 それぞれ記入してください。」

新講習修了証明書又は更新講習修了確認履修証明書を添付してください。」とある。°  
 線二十三号様式(※) 中「又は有効期間更新証明書(有効期間の延長されている場合  
 は有効期間延長証明書)及び「更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公  
 務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号

の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）並びに「有効期間満了日」や「修了確認期限」並びに「上記1」や「上記2」並びに「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第7条第1項」や「改正省令附則第7条第1項」に係る。

第二十四号様式（表）中「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）」や「改正省令」に係る。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の教育職員免許に関する規則の規定により現に提出されている宣誓書及び申請書は、この規則による改正後の教育職員免許に関する規則の規定により提出されたものとみなす。